

議案第8号

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例

渋谷区立二の平渋谷荘条例（昭和46年渋谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金の減額）

第10条 指定管理者は、区規則で定めるところにより、利用料金を減額することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説明）

二の平渋谷荘の利用料金の減額制度を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。